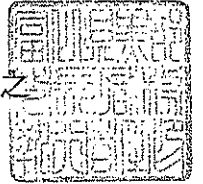




字の名称の変更及び字の区域を新たに画することについて
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の名称を次のとおり変更し、及び本市の字の区域を新たに画するので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年3月31日

黒部市長職務執行者 中 谷 延



1 字の名称の変更に関するもの

変更前の旧町名	変更前の大字の名称	変更後の大字の名称
下新川郡宇奈月町	愛本新	宇奈月町愛本新
	明日	宇奈月町明日
	浦山	宇奈月町浦山
	大谷	宇奈月町大谷
	音澤	宇奈月町音澤
	下立	宇奈月町下立
	熊野	宇奈月町熊野
	栗虫	宇奈月町栗虫
	黒部	宇奈月町黒部
	鶏山	宇奈月町鶏山
	小寺沢	宇奈月町小寺沢
	栃屋	宇奈月町栃屋
	土山	宇奈月町土山
	長坂野	宇奈月町長坂野
	中谷	宇奈月町中谷
	中ノ口	宇奈月町中ノ口
舟見	宇奈月町舟見	
舟見明日音澤	宇奈月町舟見明日音澤	

上記の区域内にある国有地の全部を含む。

2 字の区域を新たに画するもの

変更前の旧町名	変更前の大字	区域	変更後の大字	区域
下新川郡 宇奈月町		字桃原、字焼屋、字大原、字五千僧、字深谷、字尾ノ沼、字カ々堂、字大尾、字大坊、字赤田、字川原、字大滝、字東大滝、字池野原、字池ノ原、字大野、字中黒、字長畠、字西ノ谷、字宮ノ谷、字小谷の区域	宇奈月温泉	字桃原、字焼屋、字大原、字五千僧、字深谷、字尾ノ沼、字カ々堂、字大尾の区域
			宇奈月町内山	字大坊、字赤田、字川原、字大滝、字東大滝、字池野原、字池ノ原、字大野、字中黒、字長畠、字西ノ谷、字宮ノ谷、字小谷の区域

上記の区域内にある国有地の全部を含む。